（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（四分の三以上代表者） **第二十三条の二の二**　年金機能強化法附則第四十六条第二項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。 2・3　（略） 4　事業主は、四分の三以上代表者が年金機能強化法附則第四十六条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。 （過半数代表者） **第二十三条の三の二**　年金機能強化法附則第四十六条第五項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。 2・3　（略） 4　事業主は、過半数代表者が年金機能強化法附則第四十六条第五項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。	（四分の三以上代表者） **第二十三条の二の二**　年金機能強化法附則第四十六条第二項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。 2・3　（略） （新設） （過半数代表者） **第二十三条の三の二**　年金機能強化法附則第四十六条第五項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。 2・3　（略） （新設）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（四分の三以上代表者） **第十四条の三の二**　年金機能強化法附則第十七条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。 2・3　（略） 4　事業主は、四分の三以上代表者が年金機能強化法附則第十七条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。	（四分の三以上代表者） **第十四条の三の二**　年金機能強化法附則第十七条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。 2・3　（略） （新設）